

「公益財団法人土佐育英協会補助金交付要綱」の一部改正の概要

- 1 現要綱が令和3年5月31日で効力を失うことから、その期限を令和6年5月31日まで延長する。(延長期間については財政課令和3年3月1日付け連絡に基づく)
- 2 様式から押印に関する規定を削除する。(令和3年3月23日付2高財政第369号に基づく)
- 3 改正要綱は、決裁日から施行し、令和3年4月1日から適用する。